

令和6年度事業報告

令和6年度は、令和6年1月1日に発災した能登半島地震によって甚大な被害を受けた被災地域の復旧・復興に向け、継続的な支援を行うとともに、大規模災害に対する支援体制の充実強化を目指して対応を進めました。また、社会のデジタル化に対応するため、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」を掲げ、令和5年度に引き続き、行政書士法の改正を推進するとともに、デジタル化に対応した業務環境を整備するべく各種事業に取り組みました。

令和6年9月25日、本会は「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。これは、今般の能登半島地震のみならず、これまで東日本大震災や熊本地震などの災害発生時に際し、本会が行ってきた被災者や被災自治体に対する支援活動の実績が評価された結果です。このことを契機として、全国的な支援体制の構築を図るため、「大規模災害等の対策に関する規則」の一部を改正し、被災自治体の復興支援活動に従事する「災害復興支援員」の管理や研修、派遣に関する業務等を所管する「災害復興支援員派遣部」と「現地連絡事務所」を新設しました。各单位会が地元自治体との連携協定を締結し被災者支援体制の強化を推進していることに加えて、全国的に被災自治体への支援体制を構築することにより、被災者に対する迅速な支援を促進し、被災地の早期の復旧・復興に寄与できるものと確信しています。

デジタル化への対応については、令和5年度に引き続き、デジタル庁との連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向けて、デジタル社会に機能する行政書士制度を確立するための各種取組みを推進しました。

その成果の一例として、事業者が行う補助金申請手続に関し、行政書士が円滑に代理申請を行えるようデジタル庁へ要望し、幾度もの協議を重ね、補助金申請のポータルサイトである「Jグランツ」に代理申請機能が実装されました。事業者の「GビズID」を利用した申請手続において、行政書士の代理申請ルートが確保されたことにより、非行政書士によるなりすまし行為の防止に加え、行政手続のデジタル化に対応した業務環境の整備に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。

また、令和6年10月から新行政書士会員管理システムが本格的に稼働し、単位会による登録関係事務への利用が開始されました。システムの運用に当たって、実務上の様々な課題が浮き彫りとなりましたが、更なる利便性の向上を目指して、システムの改良を進めているところです。引き続き、システムの安定的な運用を維持しつつ、会員による登録手続のオンライン化への対応を図ってまいります。さらに、令和7年度に予定されている「国家資格等情報連携・活用システム」への接続を見据え、マイナンバーの活用を想定した関係規則等の検討や必要なシステム環境の整備、想定される利用パターンの調査研究等を行いました。このシステムによる行政書士の登録情報のオンライン提供は、デジタル社会において、行政書士の業務の効率化に資するだけでなく、国民の皆様へのサービスの向上に大きく寄与するものと考えています。今後とも政府が推進するデジタル施策に適切に対応してまいります。

会報誌「月刊日本行政」の発行のデジタル化に対応するため、「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」の一部改正を行いました。この改正により、紙版による発行を段階的に縮小して電子版への移行を推進し、印刷費や発送費を削減するとともに、会員の皆様にとっても情報の迅速な取得につながり、会報の保存や情報の検索等も容易になるというメリットが生じます。引き続き、デジタル化の恩恵を実感いただけるよう各方面に配慮しつつ、本会の効率的な運営に向けた合理化を図ってまいります。

令和5年度に引き続き、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立に向けた行政書士法の改正を推進しました。各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会総会において法改正の要望内容の説明を行い、国会議員の皆様のご御理解を得るとともに、行政法学者等の有識者で構成する行政書士制度に関する研究会での議論を踏まえ、総務省の協力も得て、衆議院法制局と条文書の調整を行いました。また、日本弁護士連合会を始め他士業団体に対して法案の説明を行い、第217回国会（常会）で

の成立を目指して鋭意対応を進めました。

これらのほか、令和6年3月に大韓民国を訪問して大韓民国の行政士制度及びデジタル化への対応に係る調査研究並びに大韓行政士会との交流を行った結果を踏まえ、更なる調査研究と大韓行政士会との連携強化のため、令和7年2月に第一次訪韓団を結成して大韓民国を再訪しました。今回の訪韓事業では、将来にわたって両国の制度の発展と相互理解及び連携を深めることを目的に、大韓行政士会との間で「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に係る協定」を締結しました。訪韓時の大韓行政士会との意見交換や、大韓民国の行政手続のデジタル化に関する政府機関への訪問及び情報収集を通じて、大韓民国における官民の様々な取り組みを知ることができました。今後、我が国における行政手続のデジタル化に関する省庁との協議において、行政書士がイニシアティブを発揮して有用な提案ができるものと期待されます。

加えて、将来にわたる行政書士制度の維持・発展のため、本会の会費額の見直しに関する検討を進めました。

（１）地域との共生

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被災した地域の復旧・復興のため、総務省や環境省、石川県や石川県行政書士会等と連携して、公費解体申請に係る支援や事業再建に係る相談事業等を継続したほか、本会として無料電話相談窓口を開設し被災者からの様々な相談に応じるとともに、単位会及び会員の皆様からお寄せいただいた募金を原資として、被災単位会への支援金及び被災会員への義援金を分配して支給しました。

（２）役所との共生

令和7年2月10日、警視庁及び東京出入国在留管理局と「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定」を締結しました。これは、相互の情報共有を図ることにより、出入国管理及び難民認定法違反を始めとする犯罪を未然に防止し、外国人の在留の公正な管理を図ることを目的としたものです。この協定に基づき、入管行政の円滑化を図るとともに、日本国民と外国人が互いに尊重し合い、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に貢献してまいります。

（３）他士業者との共生

令和7年2月25日、（一社）日本マンション管理士会連合会との間で「マンション管理の適正化に係る連携協定」を締結しました。現場レベルでの両資格間の連携を密にし、マンション管理の適正化に関連する意見交換会等の実施や情報の共有化を図ることにより、マンション管理計画認定支援手続の円滑化に寄与し、マンション管理組合が抱える様々な課題に対応する環境が整いました。引き続き、国民の利便性の向上のため、専門家同士の協力関係の構築を進めてまいります。

また、法務省からの依頼に基づき、（一社）金融財政事情研究会が主催する「定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会」に参加し、日本公証人連合会と協力して定款認証の重要性について議論したほか、遺言及び任意後見制度の普及に関する広報活動を同会と連携して行いました。

以上、「3つの共生」に関する主な取組みに加え、権利擁護推進委員会において行政書士による多文化共生社会への貢献に関する調査研究を推進しました。引き続き、高齢者、障がい者、子ども、外国人、女性、性的マイノリティ（LGBT等）を重点活動領域として行政書士が行う権利擁護活動を推進してまいります。

以下、令和6年度事業の具体的な内容について、各部・委員会等から報告いたします。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 職務上請求書の取扱いに関する対応

令和7年2月7日に職務上請求書関係事務取扱責任者会議を開催し、職務上請求書関係事務の取扱い等について、情報共有及び意見交換を行った。

(2) 一般倫理研修に係る対応

一般倫理研修の一部再収録を行い、令和7年4月1日から中央研修所研修サイトに登載した。また、各単位会に対して受講者管理等の運営事務への協力に係る助成金の支給を行った。

(3) 「解説 行政書士職務基本規則」の作成

令和6年4月1日に施行された行政書士職務基本規則の運用に当たり、基本となるべき解釈を示した「解説 行政書士職務基本規則」を作成した。

(4) 東京都戸籍住民基本台帳事務協議会との連携

令和6年11月28日に東京都戸籍住民基本台帳事務協議会と東京都行政書士会が実施した意見交換の場に参加し、情報の共有及び連絡を行った。

(5) 「犯罪収益移転防止法に係るハンドブック」の作成について

令和6年4月1日に犯罪収益移転防止法の一部改正が施行されたことに伴い、会社の設立・組織変更等の依頼を受任する際に行う取引時確認の確認事項が追加されたほか、疑わしい取引の届出義務が課されたことから、犯罪収益移転防止法の改正に対応した取引時確認等ハンドブックを作成した。

(6) 行政書士制度及び行政書士業務への信頼を損ないかねないような不適切な補助者の設置が疑われる事案が増加していることから、補助者に関する基準や要件等を明確化すべく、行政書士補助者規則（準則）の一部改正を行った。

2 諸会議の開催

(1) 定時総会

令和6年6月19・20日、東京會館（東京都千代田区）において、役員等66名、代議員254名の合計320名の出席のもと、定時総会を開催した。

(2) 理事会

令和6年4月24・25日、7月24日、11月14・15日、令和7年1月16日に理事会を開催した。

(3) 正副会長会

令和6年4月23日、5月15日、6月5日、6月18日、7月3日、7月23日、8月7日、9月4日、10月3日、10月23日、11月13日、12月4日、12月19日、令和7年1月15日、2月5日、3月5日、3月26日に正副会長会を開催した。

(4) 常任理事会

令和6年4月23・24日、5月15日、6月5日、6月18日、7月3・4日、7月23日、8月7日、9月4日、9月20日、10月3日、10月23日、11月13日、12月4・5日、12月19日、令和7年1月15・16日、2月5日、3月5・6日、3月26・27日に常任理事会を開催した。

(5) 会長会

令和6年9月20日に、札幌パークホテル（北海道札幌市）において会長会を開催した。「デジタ

ル化への対応について」、「各単位会における災害対策の取組について」をテーマとし、情報共有・意見交換を行った。

3 顕彰（式典等）の実施

（１）叙勲

令和6年4月29日に1名が受章され、5月10日総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。また、令和6年11月3日に1名が受章され、11月13日総務省の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

（２）黄綬褒章

令和6年4月29日に10名が受章され、5月13日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

（３）総務大臣表彰・会長表彰

令和6年6月19日、定時総会に先立ち総務大臣表彰受賞者16名に対し、表彰状授与式を挙行した。また、同日に474名が日行連会長表彰を受賞した。

4 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

令和6年9月から11月にかけて8地方協議会と連絡会を開催して、本会及び単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて令和7年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申し送りを行った。

5 新年賀詞交歓会の開催

令和7年1月17日に、ホテルオークラ東京（東京都港区）において、国会議員・省庁関係者等の来賓及び役員・会員約800名の出席のもと、日本行政書士政治連盟及び（公社）コスモス成年後見サポートセンターと共同で開催した。

6 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規事業開拓等の促進対応として、地方協議会に交付金を支給した。

7 他の部の所管に属さない事項への対応

- （１）令和6年度定時総会において、日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正が可決承認された。
- （２）一定の事由がある場合に、会員情報の一部非公表や単位会処分公表の留保など、特例の措置を行うことができる旨を定めた、事業・財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正を行った。
- （３）近年の個人情報保護法の改正に対応すべく、日本行政書士会連合会個人情報保護規則の一部改正を行った。
- （４）近年の育児・介護休業法の改正に伴い、日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正を行った。
- （５）各関係機関への対応も含めた会員からの苦情処理等を行った。
- （６）令和6年7月24日に、第一ホテル東京において、各部・委員会等の構成員が一堂に会し、各部・委員会等全体会議を開催した。令和6年度事業執行の推進等について情報共有・意見交換を行った。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

- (1) 予算・決算の適正管理に努めた。
- (2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。

2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

費用の適正管理に努めた。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部の事業に関する案件や、より効果的な広報活動について検討した。

2 「月刊日本行政」の発行

- (1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに、会員に対し迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各单位会の取組み事例等を中心に誌面を編集した。会長による連載記事を始めとした執行部による寄稿を企画し、全国の会員や関係各所に向け、積極的に会務や事業執行等に関する方針等を発信した。また、省庁関係者や有識者からの寄稿を推進し、各種制度改正等に係る情報等の発信に努め、会員の資質向上を図った。月平均53ページ、約54,000部を印刷し、会員各位や国会議員、関係機関等へ送付した。
- (2) 経費削減並びにデジタル化の推進の観点から、10月号以降は2号分をまとめて奇数月に送付し、令和7年度以降は偶数月の号はデジタル版のみの作製とすることとした。また、「月刊日本行政」において当該対応に係る周知記事を連載した。

3 行政書士制度PRポスターの作成

- (1) (一財)日本宝くじ協会からの助成を受け、俳優の伊原六花さんを起用して行政書士制度PRのためのポスターを作成し、各单位会や関係機関等へ配付した。
- (2) ポスターモデルの伊原六花さんによる行政書士制度PR動画を作成し、日行連公式YouTubeチャンネルにて公開した。あわせてホームページ上でもYouTube動画ページのリンクを公開した。
- (3) (一財)日本宝くじ協会を表敬訪問し、社会貢献広報事業の助成をいただいていることに対しての御礼を伝え、今後も宝くじの広報にもつながるポスター作成・広報活動に努める旨を伝えた。

4 行政書士制度PR事業

- (1) 10月1日から10月31日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後援を得て、全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち、各单位会宛てに「令和6年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の実施及び期間中の安全配慮について」（令和6年7月26日付・日行連発第556号）を発信するとともに、報道機関等約80社への報道リリースの送付並びにプレスリリース代行会社を利用しての情報配信を行った。
- (2) 行政書士制度広報月間事業及び行政書士記念日に合わせて、9月1日～10月31日、2月1日～2月28日の3か月間、行政書士制度ポスターモデルの伊原六花さん出演の行政書士制度PR動画をYouTube広告に配信した。

5 インターネットによる広報活動

- (1) 本会ホームページ及び会員サイトの更なる充実化や利便性の向上を図るため、掲載情報の効果的な更新を図るとともに、ユーザビリティの向上等を目的とした会員サイトの改修を実施した。さらに、会員サイトの利用促進及びメール配信機能の周知を図るため、「月刊日本行政」に周知記事を掲載した。
- (2) 行政書士制度広報月間、行政書士記念日、セミナーの開催、災害関係情報等、本会ホームページに専用のスライドを作成・掲載し、一般向けに事業推進に係る周知を図った。
- (3) ホームページと連動して日行連公式X（旧Twitter）にも投稿し、PR活動を推進した。

6 全国広報担当者会議の開催

令和7年2月12日に全国担当者会議を開催し、広報業務に係る情報共有及び意見交換を実施した。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

各部・委員会等からの以下の検討依頼等について、会長から諮問を受け、調査研究のうえ、答申した。

- ①水道法等に基づく申請等の現状に関する行政書士法第1条の2の解釈について（許認可業務部（兵庫県行政書士会））
- ②弁護士法第23条の2に基づく照会依頼について（許認可業務部（第一東京弁護士会））
- ③日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則の一部改正（案）について（広報部）
- ④依頼者から返還された金銭を行政書士の口座へ預入れることの可否について（法務業務部（兵庫県行政書士会））
- ⑤永住許可申請における身元保証人について（国際・企業経營業務部（広島県行政書士会））
- ⑥「解説 行政書士職務基本規則」（案）について（総務部）
- ⑦行政書士会補助者規則（準則）の一部改正（案）について（総務部）
- ⑧日本行政書士会連合会会務執行規則の一部改正（案）について（総務部）
- ⑨一般社団法人設立時の行政書士名称使用の可否について（東京都行政書士会）

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付した。また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

令和5年11月以降の照会回答案件等を追加する等、行政書士関係法令先例総覧の改訂作業を行い、電子ブック形式で各単位会に公開した。

4 各単位会における監察活動の推進

- (1) 「令和6年度行政書士制度広報月間の実施について」（令和6年8月8日付・日行連発第608号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、医療法人関係業務に関する調査を奨励した。
- (2) 全国監察担当者会議での意見等を踏まえ、監察活動の指針となるような参考事例を各単位会から収集し、監察活動事例集として取りまとめた。

5 行政書士法違反行為の防止

「監察読本」の改訂について検討し、現行法に対応した補足説明を追録した。

6 全国監察担当者会議の開催

各地の監察担当者との意見交換の場を設けるとともに、各地における監察活動の現状把握と支援を行うべく、昨年度に引き続き、各地方協議会を中心とした各ブロックに分け、令和6年7月11日に中部地方協議会、8月23日に北海道・東北地方協議会、10月18日に近畿地方協議会、令和7年2月15日に九州地方協議会における監察担当者会議を開催した。監察活動事例集の作成に向け、各単位会における個別の事例収集を行うとともに、各論点について意見交換・情報交換を行った。

【許認可業務部】

<運輸交通部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 国自情第80号の2「封印取付け委託要領の運用等」における、7基本通達第12条第4項について（丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）に基づき、本会にて丁種封印における基本的事項を作成し、各単位会に送付するとともに、当該基本的事項に基づき適切な封印管理と運用、会員への指導徹底について周知した。
- (2) 岡山県行政書士会から、行政書士業務の受任について照会があったことから対応を検討し、令和6年6月25日付・日行連発第394号にて回答した。
- (3) 運輸支局等への「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置、委任状の標準様式の導入、道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令、自動車保有関係手続の電子化に伴う対象車種の拡大について、各単位会に周知するとともに、会員サイトに情報を掲載した。
- (4) 国土交通省物流・自動車局自動車情報課から、自動車登録手続の申請書類に係る情報提供の依頼があったことから、関係単位会に協力依頼を行い、対応を図った。
- (5) 「貨物自動車運送事業の現状について」の記事を執筆し、「月刊日本行政」R7.1月号（No. 626）に掲載した。
- (6) 関東地方整備局道路部交通対策課から、特殊車両通行確認制度に関するアンケート調査の協力依頼があったことから、関係単位会に協力依頼を行った。
- (7) 封印取付け全国担当者会議を開催し、封印委託制度の改正、封印取付けに係る不正事案、丁種封印における基本的事項等について実務を行う上での留意点等を具体的に説明した。また、当該担当者会議に係る各単位会からの事前質問と事後質問に対して回答を行った。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 国土交通省によるOSSの全国展開について、対象地域及び対象手続が拡大していくことを受けて、引き続き「OSSを代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民により一層浸透させる必要があるとして平成25年度に開始した「日行連自動車登録OSSセンター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した（令和7年3月31日現在、1,068箇所）。

- (2) 昨年に引き続き国土交通省を通じてコンサルティング会社から依頼を受け、自動車運送事業手続のオンライン化に向けた実証テスト（軽貨物、一般貨物、旅客関係の各種手続）に参加し、行政書士による代理申請の仕組みや使い勝手の良いシステムが構築できるよう要請した。
- (3) 国土交通省物流・自動車局自動車情報課と令和10年に稼働予定の次期自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）について意見交換を行い、情報収集を図った。

3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省物流・自動車局自動車情報課と封印委託制度の改正に向けた意見交換を実施した。
- (2) (一社)自動車公正取引協議会のホームページに掲載する表記について、行政書士法の遵守の観点から文言の補足等を依頼し、連携強化に努めた。
- (3) 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課、同局自動車情報課、同局旅客課、国土交通省道路局道路交通管理課、(一社)日本自動車販売協会連合会を訪問し、関係業務について意見交換を行うとともに、良好な関係の維持に努めた。

<建設・環境部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 「建設業法と建設業許可 第3版—行政書士による実務と解説」（出版：(株)日本評論社）の重要判例、行政庁の回答、処分事例等の調査研究及び執筆業務を行い、令和7年1月末に発刊した。
- (2) 建設業務全国担当者会議を開催し、判例や処分事例を題材として、「行政書士の真正性への関与について」をテーマに意見交換を行った。また、担当者会議の開催に先立ち、各都道府県における建設業許可申請の取り扱い状況等に関するアンケートを実施し、結果を共有した。
- (3) パブリックコメント「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の改正案」及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」、「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について(案)」、「建設業法施行規則の一部を改正する省令案」について、意見提出を行った。
- (4) 単位会からの照会事案について、重要判例や関係法令等の調査研究を行い、見解を示した。

2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 中野洋昌国土交通大臣を訪問し、建設業・不動産業等に関する各種法令に基づく行政手続の円滑化や施策の推進における行政書士の更なる活用について意見交換を行った。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課、同局不動産業課、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、環境省総合環境政策統括官環境経済課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、代理申請を行う行政書士や事業者にとって使いやすい電子申請システムの構築や改修等を要望した。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課と建設業許可・経営事項審査の電子申請化や法改正等に関する意見交換を行った。また、健康保険被保険者証の廃止に伴う経營業務管理責任者や専任技術者の常勤性の定義や確認方法について柔軟に対応いただくよう要望した。
- (4) 国土交通省から、監理技術者制度運用マニュアルの一部改正、企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い、建設資材等のトラック運搬に係る契約

の適正化、建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画の公表、建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応、建設業の働き方改革等の実現に向けた取組み、改正建設業法等の一部施行等についての周知依頼があったことを受け、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトに情報を掲載した。

- (5) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課に対して、「第三次・担い手3法」に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R7.2月号（No. 627）に掲載した。
- (6) 国土交通省が開催する「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」及び「中央建設業審議会」にオブザーバーとして出席し、建設産業全体をめぐる諸課題とそれらへの対応に向けた方向性について情報収集を行った。
- (7) 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課を訪問し、廃棄物処理関係、自動車リサイクル、建設リサイクル、太陽光リサイクルについて法改正及び今後の展望について意見交換を行った。
- (8) 総務省自治行政局行政課地方財務デジタル化推進係を訪問し、入札参加資格審査申請手続のデジタル化の現状について意見交換を行うとともに、電子申請システムの改善点や行政書士や業者にとって簡便な仕組みの構築等を要望した。
- (9) (一財) 持続性推進機構を訪問し、エコアクション21の普及促進について意見交換を行った。
- (10) (一財) 建設業振興基金から、CCUSサテライト説明会（CPD・CPDS 認定講習）についての周知依頼があったことを受け、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトに情報を掲載した。
- (11) 全国建設労働組合総連合と建設業許可全般に関する意見交換を行った。

3 電子申請への対応、新規業務獲得に向けた実務研究

- (1) 愛知県行政書士会と共催で、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）の申請実績のある行政書士やCCUS認定アドバイザー行政書士をパネリストとし、その取組み状況や業務拡大の可能性等についてパネルディスカッション形式での意見交換を行うシンポジウムを開催した。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局の塩見英之局長、同局建設業課の御手洗哲郎建設業政策企画官、同局建設市場整備課の松野憲治建設キャリアアップシステム推進室長を講師に迎え、ワイズ公共データシステム（株）と共催で「建設業セミナー2024」をオンライン配信にて開催し、全国2,400名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。また、セミナーの内容を記載した報告冊子を作成し、各単位会、各都道府県庁、関係団体等へ配付した。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課の渡邊哲至課長を講師に迎え、(一財) 建設業情報管理センターと共催で「建設業行政をめぐる最近の話題」と題したオンラインセミナーを開催し、全国1,000名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。
- (4) 北村喜宣上智大学法学部地球環境法学科教授を講師に迎え、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「行政書士が押さえるべき廃棄物処理法の基礎と最新動向～太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題を踏まえて～」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。

＜社労税務・生活衛生部門＞

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課に対し、改正消費生活用製品安全法等の概要に関する執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R6.11月号（No.624）に掲載した。
- (2) (公財)医療機器センターと同団体が運営する医療機器開発支援企業検索ツール(MEDIC Serch)の仕様・表示に関して打合せを行い、行政書士法の遵守について要請するとともに、連携強化に努めた。
- (3) 警視庁組織犯罪対策部国際犯罪対策課から依頼があった古物商許可申請に係る聴取について対応を図った。
- (4) 石川県七尾市にて開催された(公財)日本宗教連盟主催・第7回宗教法人の公益性に関するセミナーに出席し、指定寄附金制度に係る行政書士の活用について講演を行った。
- (5) 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省自治行政局市町村課、国土交通省住宅局安心居住推進課、厚生労働省大臣官房情報担当参事官室、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課HACCP推進室、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課、こども家庭庁支援局障害児支援課、消費者庁食品表示課保健表示室、警察庁長官官房企画課、観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室を訪問し、関係業務の意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、行政書士の代理申請の仕組みの構築等を要望した。
- (6) 定時総会において質問・要望があった(一社)日本医療機器産業連合会(JFMDA)その他の3団体が連名にて、厚生労働大臣に対して「外国製造業者登録制度の運用見直し」に関連した「登録申請代行者」(仮称)の制度の創設について提言されたこと及び医療機関等情報支援システム及び医療機器等の電子申請システムにおいて、いずれも行政書士による代理申請の仕組みが実装されていないことに関し、厚生労働省の担当窓口を訪問し、行政書士法の遵守と当該システムの行政書士による代理申請の仕組みの構築について要望した。

2 業務の実務研究

- (1) 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室から講師を招き、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「労働者協同組合に係る制度概要と設立手続きについて」を収録し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (2) 総務省自治行政局市町村課から講師を招き、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて」を収録し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (3) オンラインで開催された厚生労働省主催の「製品安全法令改正の説明会」及び「第二回製品安全4法改正ブロック別説明会」に出席し、業務開拓に向けた情報収集を図った。
- (4) 第一東京弁護士会から、弁護士法第23条の2に基づく照会があったことから、対応を検討のうえ、回答した。
- (5) 「地域社会の課題解決」に係る行政書士による支援と活用例をまとめたリーフレットを作成し、各単位会へ配付した。

- (6) 福祉関係業務に関する全国担当者会議を開催し、厚生労働省担当者による「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」、こども家庭庁担当者による「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）について」の講演を行った。また、単位会から具体的な取り組み事例等を報告いただき、意見交換を行った。

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」R6.9月号（No. 622）で周知し、希望する会員に対して証明書を発行し、各単位会を通じて配付した。

<農地・土地利用部門>

1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究

- (1) ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「測量研修 入門編」、「測量研修 計算編」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 農林水産省から、農地の貸借手続等の一本化に係る周知と活用促進について周知依頼があったことから、各単位会宛てに周知した。
- (3) 国土交通省から、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について周知依頼があったことから、各単位会宛てに周知した。
- (4) 農林水産省から、農業経営人材育成研修プログラムについて周知依頼があったことから、各単位会宛てに周知した。
- (5) パブリックコメント「農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正案について」、「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部改正案の概要について意見提出を行った。
- (6) 地域計画及び目標地図の策定における関係資料を各単位会宛てに周知した。
- (7) 各種の補助金、助成金、種苗登録等を始めとする行政手続や外国人材の活用、事業承継等に関して、農業従事者に向け寄り添った支援や業務の確立強化等を図ることを目的に農業経営支援プロジェクトチームを立ち上げ、農林水産省の関係部署に報告を行った。

2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 農林水産省経営局経営政策課に対して、「地域の未来設計図「地域計画」の実現に向けて」に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R6.8月号（No. 621）に掲載した。
- (2) 国土交通省都市局都市安全課に対して、盛土規制法に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R7.3月号（No. 628）に掲載した。
- (3) 国土交通省都市局都市計画課及び都市安全課と都市再生特別措置法の改正に関する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について意見交換を行った。
- (4) 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課を訪問し、太陽光発電設備の設置に当たっての課題や施設のリサイクルについて意見交換を行った。
- (5) 国土交通省が開催する「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」、「マンション管理適正化シンポジウム」、「マンションストック長寿命化等モデル事業成果報告会」及び「マンション管理適正化・再生推進事業成果報告会」、「第3回社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 マ

ンション政策小委員会」に出席し、情報収集を行った。

- (6) 第1回農業経営人材育成に向けた官民協議会、第2回農業経営人材育成に向けた官民協議会に出席し、意見交換を行った。
- (7) 8単位会から中立委員を招集した意見交換会を開催した。意見交換会はオンライン会議システムにて実施し、農林水産省、(一社)全国農業会議所の担当者も出席した。
- (8) マンション管理計画認支援手続の円滑化及び適正化に向け、(一社)日本マンション管理士会連合会と連携協定を締結し、各単位会宛てに周知した。
- (9) 農林水産省経営局農地政策課とパブリックコメント「農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等」について意見交換を行った。

【法務業務部】

＜部全体＞

1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

- (1) 日本公証人連合会を訪問し、「月刊日本行政」への記事寄稿を依頼し、公証事務に関する理解促進を図ることを目的として、引き続き、「公証人に聞く！教えてミネルヴァくん」の記事を「月刊日本行政」R7.1月号（No. 626）からR7.6月号（No. 631）まで連載することとした。
- (2) 令和5年度に引き続き、日本公証人連合会から、全国的な広報活動の展開に係る連携について依頼があり、本会としてもこの連携に賛同するため、各単位会へ地元の公証人会との連携について協力を依頼した。
- (3) 日本公証人連合会から周知依頼を受け、「起業家の負担軽減に向けた定款認証48時間処理の実施地域の拡大と定款案の提出から法人設立登記までの72時間処理について」（令和6年9月3日付・日行連発第725号）を各単位会宛てに発信するとともに、会員サイトに情報を掲載した。
- (4) 老年学（ジェロントロジー）に関する調査研究への取組みの一環として、当該分野の研究について先進的に取り組んでいる樋口範雄東京大学名誉教授を講師に招き、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「超高齢社会の日本」を収録し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (5) 法務省からの依頼に基づき、(一社)金融財政事情研究会主催による「定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会」に参加し、情報収集及び意見交換を行った。
- (6) デジタル庁から依頼を受け、「法定相続人特定支援策に係る遺族等の負担軽減策」等に関するヒアリング調査に対応した。
- (7) 鈴木馨祐法務大臣を表敬訪問し、戸籍法改正による戸籍への振り仮名記載の開始や定款認証のデジタル活用等に係る本会の活動について報告した。
- (8) 法務省民事局参事官室を訪問し、遺言のデジタル化について意見交換を行った。さらに、千葉県行政書士会において、各市町村の高齢者及び障害者支援部署、社会福祉協議会、法務局の供託課と連携し、終活の重要性及び自筆証書遺言書保管制度のPR活動を行っている事例を紹介するとともに、デジタル化に関し、行政書士による支援を申し入れた。
- (9) 最高裁判所事務総局家庭局第二課、厚生労働省成年後見制度利用促進室、(公財)日本財団、(福)全国社会福祉協議会、(福)中央共同募金会、日本赤十字社を訪問し、成年後見や遺贈等について意見交換を行うとともに、良好な関係の維持に努めた。
- (10) 農業従事者に向けた寄り添った支援（スマート農業導入等のための各種補助金、助成金、種

苗登録等を始めとする行政手続や外国人材の活用、事業承継など）や業務の確立強化等を図ることを目的に、許認可業務部、国際・企業経営業務部と共に農業経営支援プロジェクトチームを立ち上げた。

- (11) 日本司法書士会連合会が主催する「第18回司法書士人権フォーラム」に参加し、情報収集を行った。

＜権利義務・事実証明部門＞

1 改正法によりもたらされる行政書士業務を確立するための研究及び情報提供

- (1) 法務省からの依頼により、令和7年5月26日に施行される改正戸籍法により戸籍に振り仮名が記載されることについて各单位会宛てに周知するとともに、「月刊日本行政」R6.7月号（No. 620）及びR7.3月号（No. 638）に周知ポスターを、R7.1月号（No. 626）に法務省による解説をそれぞれ掲載した。
- (2) 法務省民事局民事第一課を訪問し、戸籍への振り仮名記載が開始されることに伴い多数発生することが予想される届出や問合せに対応する市区町村の負担軽減のために行政書士を活用することについて申し入れた。

2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供

- (1) 司法アクセス学会主催の第18回学術大会にパネリストとして登壇した。
- (2) 高村正大法務副大臣を表敬訪問し、戸籍謄本等の広域交付制度に係る士業者等の資格者代理人による一括請求を可能とすることについて、意見交換した。
- (3) (一財)自賠責保険・共済紛争処理機構からの依頼を受け、「(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構の運用の変更に伴う内容について」（令和6年7月30日付・日行連発第567号）を各单位会宛てに発信するとともに、会員サイトに情報を掲載した。
- (4) (公財)日本財団から「終活・遺言・遺贈セミナー」への出講の依頼があり、講師として登壇した。
- (5) (一財)日本承継寄付協会からの依頼を受け、「フリーウィルズキャンペーン2024について（周知）」（令和6年11月29日付・日行連発第1165号）を各单位会宛てに発信した。

3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

- (1) (一財)国土計画協会主催による「国土計画シンポジウム」に出席し、情報収集を行った。
- (2) 全国空き家対策担当者会議を開催し、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室の窪田悦郎企画専門官を講師として招き講演いただくとともに、各单位会の空き家対策担当者と意見交換を行った。
- (3) 全国空き家対策推進協議会主催による所有者特定・財産管理制度部会及び企画・普及部会に出席し、情報収集を図った。
- (4) 全国空き家対策推進協議会が開催する「「住まいのエンディングノート」活用方法及び司法書士による空き家対策セミナー」に参加し、情報収集を行った。
- (5) 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から、空き家の遺品や残置物のリユースに関してのヒアリングの依頼を受け、その取組みや知見等について回答を行った。

＜法務事務・成年後見部門＞

1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究

総務省自治行政局行政課長通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」（令和5年3月13日付・総行行第84号）を受けて、日行連のとしての統一見解を周知するため、「財産管理業務及び成年後見人等業務に関する総務省通知について（周知）」（令和7年1月22日付・日行連発第1386号）を各单位会宛てに発信し、また、（株）全行団の行政書士賠償責任保険において財産管理業務を補償対象業務に含めていただきたい旨を要望するため、「要望書」（令和7年1月16日付・日行連発第1347号）を（株）全行団宛てに発信した。

2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

「法務事務・成年後見部門とコスモスとの合同会議」を開催し、成年後見に係る専門職団体の一本化等の諸課題について意見交換するとともに、成年後見制度に関する業務及び課題について引き続き連携していくことを確認した。

【国際・企業経營業務部】

＜国際部門＞

1 国際業務に関する調査研究

- （1）金融庁から国際金融センターの実現に向けた協力依頼に基づき、引き続き外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」を集約し、金融庁ヘリストを提出した。
- （2）出入国在留管理庁出入国管理部審判課と在留特別許可の申請や監理措置制度等に関する意見交換を行った。
- （3）ベトナム国会法務委員会代表团と公証と監督に関する日本の政策と法律について意見交換を行った。
- （4）駐日中華人民共和国総領事部と中国人留学生における在留資格の手続等について意見交換を行った。
- （5）駐日ベトナム社会主義共和国大使館を訪問し、両国との協力関係の構築や連携強化を図っていくことについて意見交換を行った。
- （6）駐日中華人民共和国大使館領事部から、来日する中国人の増加に伴い、各種手続等へのサポートに関する相談窓口を担っていただきたい旨の協力依頼があったことから、各单位会に中国語対応可能な行政書士のリスト作成や相談会等の情報提供の協力を図った。
- （7）出入国在留管理庁や総務省から在留申請のオンライン手続に関するアンケート調査や行政書士法施行規則の一部改正等に関する周知の協力依頼等があったことから、各单位会に周知するとともに、会員サイトに情報を掲載した。
- （8）監理措置制度や育成就労・特定技能制度について、出入国在留管理庁から講師を招き、オンラインセミナー「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務について」を開催した。また、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。
- （9）パブリックコメント「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について」

について、意見提出を行った。

＜知的財産部門＞

1 知的財産業務に関する調査研究

- (1) 著作権法改正の動向や知的財産分野に関する施策の展開状況等を調査するため、文化庁著作権課を表敬訪問した。
- (2) 不正商品対策協議会（ACA）の企画広報部会に出席し、知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた情報収集を図るとともに普及啓発に努めた。
- (3) 「生成AIと著作権に関する昨今の議論について」の記事を執筆し、「月刊日本行政」R6.7月号（No. 620）に掲載を行った。
- (4) 日本地理的表示協議会（JGIC）の特別協力会員として「事業計画説明会」及び「GIシンポジウム」に出席し、GI保護制度の普及と促進に向けて情報収集を図った。
- (5) 引き続き、農林水産省輸出・国際局へ農水分野に精通した行政書士の任期職員の派遣を実施した。
- (6) 権利者団体により事業活動している「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」に協力した。令和6年度も引き続き裁定申請の利用円滑化の実現に向けた課題整理や当該業務に関する研究を行った。
- (7) 内閣府知的財産戦略推進本部が開催する「AI時代の知的財産権検討会」を傍聴し、情報収集を行った。
- (8) （公社）農林水産・食品技術振興協会が主催する農林水産省補助事業（令和6年度農業知的財産保護・活用支援事業）における「農業知財マネジメント研修検討会」に出席し、研修内容や習熟度の評価方法等について専門的見地から助言を行った。
- (9) （公社）日本複製権センター（JRRC）、（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を訪問し、著作権に係る業務について意見交換を行った。
- (10) 農林水産省大臣官房政策課技術政策室からスマート農業技術の開発及び普及の推進に関し、官民で連携して設置したスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）について説明を受け、意見交換を行った。
- (11) 農業従事者に向けた寄り添った支援（スマート農業導入等のための各種補助金、助成金、種苗登録等を始めとする行政手続や外国人材の活用、事業承継など）や業務の確立強化等を図ることを目的に、許認可業務部、法務業務部と共に農業経営支援プロジェクトチームを立ち上げた。

2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応

- (1) 著作権相談員養成研修について、効果測定問題の整理及び新規作成を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「令和6年度著作権相談員養成研修」を中央研修所研修サイトへ掲載した。
- (2) 著作権相談員名簿(6,321名)を集約し、各関連団体(文化庁、(公社)著作権情報センター(CRIC)、(一財)ソフトウェア情報センター(SOFTIC))へ提供した。あわせて、新規著作権相談員に対し、著作権相談員カードを発行した。

- (3) 著作権相談員の資質向上等を目的とした「著作権相談員ブラッシュアップ研修」として、新たに2講座をビデオ・オン・デマンド研修として中央研修所研修サイトに登載した。
- (4) (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の助成採択を受けた事業として、本会ホームページ上に著作権相談員検索ページを構築し、依頼者にとってより選択しやすいものとなるよう著作権相談員を地域や主な取扱い分野別に検索できる仕組みを整えた。

3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

- (1) (大) 山口大学、(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) との「著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定」のもと立ち上げた著作権教育Eネットワークに関し、著作権教育の普及啓発を目的とした教材開発会議を開催し、令和7年度の図書館総合展への出展について検討を行うとともに視察を行った。
- (2) (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の助成事業に採択されたことを受け、著作権教育の実践に特化したセミナー等の令和7年度実施に向けて、検討会を開催した。

<企業支援部門>

1 中小企業支援（知的資産経営支援業務）等の調査研究

- (1) (株) 日本政策金融公庫と連携し、中小企業・小規模事業者向け補助金情報、事業者向けメールマガジンのコンテンツ作成等を行った。
- (2) 中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室と事業継続力強化計画や事業継続計画 (BCP) など災害被害防止対策についての意見交換を行った。
- (3) 中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室に対して、事業継続力強化計画による自然災害等への対策に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R6.6月号 (No. 619) に掲載した。
- (4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) から、助成金・検査業務支援 (技術経営アドバイザー) に関する協力依頼があったことから、関係単位会へ協力要請を行った。
- (5) 日本知的資産経営学会に出席し、知的資産の活用に関する課題や対応に向けた方向性について情報収集を行った。
- (6) 中小企業庁経営支援部経営安定対策室長を招き、理事会にて「事業継続力強化計画認定制度について」について講演をいただいた。
- (7) 中小企業庁経営支援部経営安定対策室及び (独) 中小企業基盤整備機構から講師を招き、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「事業継続力強化計画認定制度について」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (8) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を訪問し、助成金・検査業務支援 (技術経営アドバイザー) に関する意見交換を行った。
- (9) 中小企業・小規模事業者等に対する支援業務の更なる強化を図ることを目的に、各単位会に対し、(一社) 信用金庫協会及び信用金庫、信用組合等との連携協定に関するアンケート調査を行った。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 特定行政書士法定研修修了者について、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行対応を図った。
- (3) 総務省と連携を図り、登録に関する協議（行政書士会員管理システムの運用を開始したことに伴う取扱い等）を行い、対応を図った。
- (4) 新しい行政書士会員管理システムについて、デジタル推進本部との連携のもと、運用を開始した。

2 登録申請書類の審査

- (1) 全体委員会を2回、小委員会（審査）を22回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。審査・処理件数は次のとおりである。

令和6年度		(参考) 令和5年度	
・新規登録	3,298件	・新規登録	2,946件
法第2条第1号該当：	2,459件	法第2条第1号該当：	2,157件
第2号該当：	15件	第2号該当：	11件
第3号該当：	12件	第3号該当：	6件
第4号該当：	35件	第4号該当：	32件
第5号該当：	282件	第5号該当：	289件
第6号該当：	495件	第6号該当：	451件
・変更登録	4,086件	・変更登録	3,674件
・登録抹消	2,183件	・登録抹消	2,368件
廃業：	1,799件	廃業：	2,064件
死亡：	366件	死亡：	292件
法第2条の2第2号該当：	5件	法第2条の2第2号該当：	3件
法第2条の2第3号該当：	5件	法第2条の2第3号該当：	3件
法第2条の2第6号該当：	2件	法第2条の2第6号該当：	1件
法第2条の2第7号該当：	3件	法第2条の2第7号該当：	0件
法第2条の2第8号該当：	0件	法第2条の2第8号該当：	0件
法第7条第1項第4号該当：	0件	法第7条第1項第4号該当：	0件
法第7条第2項該当：	3件	法第7条第2項該当：	5件
・行政書士法人の成立届	163件	・行政書士法人の成立届	158件
・ " 変更届	831件	・ " 変更届	696件
・ " 合併届	0件	・ " 合併届	1件
・ " 入会届	35件	・ " 入会届	33件
・ " 退会届	16件	・ " 退会届	12件
・ " 解散届	15件	・ " 解散届	14件
・ " 清算結了届	16件	・ " 清算結了届	5件
・ " 継続届	0件	・ " 継続届	0件

- (2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通

じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

- （１）出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課と出入国管理及び難民認定法関係法令に係る運用等についての協議を行う等、連携強化を図ったほか、委員会案件等課題事項の共有を促進した。
- （２）申請等取次業務に関して、行政書士が遵守すべき要綱と出入国管理及び難民認定法の主な罰則規定について、いくつかの事例を通して解説した「入管業務に関する職務倫理（基礎編）」の改訂版を作成した。また、出入国在留管理庁から講師を招き、技能実習制度の現状や、新たな外国人の雇用制度として創設された育成就労制度について解説した「育成就労制度の概要」を作成し、中央研修所が実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに掲載した。
- （３）警視庁、東京出入国在留管理局と本会が相互の情報共有を図ることにより、出入国管理及び難民認定法違反を始めとする犯罪を未然に防止し、外国人の在留の公正な管理を図ることを目的とした「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定」を締結した。

2 委員会規則に係る調査及び対応

「申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づき、会員からの異議申立案件について対応するとともに、手続における諸課題の整理及び規則の改正に向けた検討を行った。

3 申請取次制度の普及と充実

- （１）中央研修所と連携し、入管業務を適正に行うための特別倫理研修（申請取次事務研修会及び申請取次実務研修会）を各4回開催した。会員利便を図るため、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施した。あわせて、会員の受講機会確保のため引き続き、更新手続に事務研修会の修了証書を使用できるとした特例措置を講じた。また、更なる会員利便向上を図るべく申請取次関係研修の実施方法について検討を行った。
- （２）申請取次行政書士による適正な業務推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、会員が講義内容をより深く理解できるよう、テキスト等の充実を図った。あわせて、入管業務を行う際に必要となる知識や考え方の修得に活用できるよう効果測定用設問集のより一層の充実を図るため、見直しを行った。
- （３）倫理研修の義務化に伴う「申請取次事務処理の手引き」の改訂作業を進めた。
- （４）（公財）入管協会を訪問し、研修資料等について情報収集を行った。
- （５）（公財）入管協会発刊の月刊誌「国際人流」に広告を掲載し、外国人との共生社会の実現をコンセプトに、外国人の在留諸手続に関して行政書士を積極的に活用されるようPRを行った。
- （６）会員に対する申請等取次業務の利便に資するため、出入国在留管理庁に入国・在留審査要領の開示請求を行った。

4 各地方出入国在留管理局の訪問、申請取次責任者との連絡、調整

- (1) 各地方協議会との申請取次行政書士管理委員会責任者会議開催時にあわせて、管轄の各地方出入国在留管理局を訪問し、入管行政の現況等について意見交換を行った。
- (2) 申請取次行政書士管理委員会責任者会議の開催に向けた事前アンケートをもとに、地方協議会ごとに申請取次行政書士管理委員会責任者会議を開催し、各単位会における申請取次行政書士管理委員会の運営や申出手続等に関する課題点、職務倫理に係る取組み事例、申請取次業務における留意点等について共有し、意見・情報交換等を行った。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革・行政改革等への総合的対応

- (1) 各自治体の「罹災証明書」に関するローカルルールがデジタル化の阻害要因になっている状況を踏まえて各委員が地元自治体の調査を実施し、その結果を報告した。また、内閣府から各都道府県に対し、罹災証明書の申請様式統一化に関する通知が発出されたことを受け、本会から各単位会に周知することを促した。
- (2) 伊藤信太郎環境大臣、鈴木憲和農水副大臣を表敬訪問し、規制改革に関する意見交換を行った。その様子を「月刊日本行政」R6.12月号（No.625）に掲載した。

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

1 行政書士の行うADRの今後についての事業展開に係る協議

- (1) 認証取得済単位会に対して、ADR分野別取扱件数等に関するアンケートを実施した。
- (2) 大規模災害発災時の行政書士ADRの活用について、対応スキームを検討し、総務省を始めとした関係省庁等と意見交換を行った。
- (3) 行政ADRについて、東京都世田谷区及び立川市に対して実証実験に係る協力を要請した。
- (4) 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第17号）の施行に伴い、認証取得済単位会において特定和解を取り扱うか否かを調査するためのアンケートを実施した。また、「月刊日本行政」R6.10月号（No.623）～R7.3月号（No.628）に同法施行に伴う影響や認証取得済単位会における対応等について連載記事を掲載した。

2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催

令和7年2月21日に認証取得済単位会担当者及び本会本部員による課題検討協議会をオンラインで開催し、ADR取扱件数増加に向けた取組み状況を中心に共有し、現状の課題等について協議した。

3 日行連によるADR調停人養成のためのオンラインによるスキル研修の開催

- (1) ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所と連携し以下のコンテンツを制作し、中央研修所研修サイトに掲載した。
 - ①特定和解を念頭に置いた合意書の作成について
 - ②愛護動物分野「動物分野関連法」

③敷金返還・原状回復分野「法令」

④愛護動物分野「動物分野調停における基礎知識」

⑤外国人分野「入管法」

(2) 中央研修所研修サイトに掲載済みのADRに関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツについて、内容の見直しを検討した。

(3) 東京都行政書士会、山口県行政書士会、福岡県行政書士会の協力を得て、調停スキルオンラインプラクティスを試験的に実施し、その効果について検証した。

4 模擬ODRの開催と単位会が開催する研修支援

(1) 行政書士の行うODRの可能性を探るため、令和6年10月18日及び令和7年2月7日に模擬ODRを実施し、認証取得済単位会担当者とODR特有の課題等について意見交換を行った。

(2) 一般会員に対する行政書士ADRの普及・理解促進のため、愛知県行政書士会の協力を得て、令和7年1月27日に「調停スキル研修in愛知」を実施し、併せてYouTubeによるライブ配信を行った。

5 関係機関・団体等への参加

(1) 法務省や（一財）日本ADR協会等のADR関係機関・学術団体主催のシンポジウム等に参加し、情報収集を行った。

(2) 法務省主催のODR推進会議にオブザーバーとして参加した。

6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

(1) 認証取得済単位会の対外的PR活動等について、法務大臣の認証を取得している東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川、山口、大阪、宮城、静岡、福岡、長野、三重、福島の前19単位会を対象として支援を行った。

(2) 更なるADR事業の推進を目的とし、本会及び認証取得済単位会を対象としたADR業務過誤賠償責任保険の加入を継続した。

(3) 令和7年1月11日に開催された行政書士ADRセンター福島の開設祝賀会に参加した。

【デジタル推進本部】

1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現状把握と具体的な施策

(1) 令和5年度に締結したデジタル庁との連携協定を元に、主に事業者向けの行政手続サービス（GビズID、Jグランツ等）について、意見交換を継続的に実施した。その結果、令和7年1月にリリースされた補助金電子申請システム「Jグランツ」の改修では、代理申請機能が実装され、システム内で代理人による申請が可能になった。

(2) デジタル庁が主催するGビズID取得体験会及びJグランツ代理申請体験会について、各単位会に周知を行い、希望単位会にて開催できるよう調整した。

(3) 経済産業省、中小企業庁、（独）情報処理推進機構（IPA）を訪問し、行政書士のセキュリティリテラシーの向上について意見交換を行った。

(4) 各業務部等と連携し、各行政手続のオンラインサービスについて、リリース後の課題点、開発段階においては代理手続の在り方等に関し省庁等へ説明を行った。

(5) 行政手続のデジタル化への対応や会務のDX化への取組みの現状、行政書士のデジタルリテラシー向上への取組み、各種の取組みを通じて感じている課題点等を共有するため、各単位会デ

デジタル担当者との意見交換会を地協単位で開催した（複数年で全地協実施）。

（6）電子認証局会議に出席し、電子委任状取扱事業者との意見交換を行った。

2 行政書士会員管理システムの改修

（1）旧行政書士会員管理システムとの並行運用期間を経て、令和6年10月よりSalesforce（クラウド型CRMプラットフォーム）を利用した新行政書士会員管理システムを、本会及び各単位会にて本稼働した。

（2）新行政書士会員管理システムの本稼働に伴い、各単位会向けに機能についての説明会を実施した。また、チャットツールを使用し、各単位会からの要望を反映させるためのシステム修正及び問合せ対応を行った。

（3）デジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムとの連携のため、業務要件定義を行った。

3 マイナンバーカード申請サポート事業

（1）令和6年度に引き続き、総務省から、施設入居者等の申請困難者を主な対象とするマイナンバーカード申請事業の協力依頼を受け、各市町村と単位会が契約する形式にて実施した。

（2）一件当たりの単価や管理費の見直しについて、単位会からの要望を元に総務省と協議を行い、単価等の見直しを実現した。

4 日行連のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化とシステム構想の検討

新行政書士会員管理システムの本稼働に伴い、登録手続書類のデータ保存を開始した。書類のスキヤン時に自動で書類を振り分けるソフトウェアを導入するなど、電子化に伴う登録事務の効率化を図った。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

（1）各党議連総会等において法改正要望書を基に説明を行い関係議員の理解を得るとともに、総務省と協議等を重ね、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立に向けて法改正を推進した。

（2）各党が主催する政策ヒアリング等の機会を捉え、デジタル社会においても国民の役に立つ行政書士制度の確立を目指し、業務環境の整備等について要望した。

（3）日本行政書士政治連盟と連携し、他士業法の改正に関する情報を収集し対応を検討したほか、関係議員との会合を主催して懇親を深めるとともに、法改正の実現に向けて協力をお願いした。

（4）行政書士制度の更なる発展を目的として、行政法学者を中心とした行政書士制度に関する研究会（座長：明治大学専門職大学院橋本博之教授）を開催した。令和6年度はデジタル化への対応を中心に、当該分野に精通している学識者による講演や実務者ヒアリング等を行い、現行法の問題点等を多角的に分析し、法改正の推進に係る検討を行った。また、本研究会に参加している学識者等を執筆者に迎え、行政手続法及び行政不服審査法の分析と、多岐にわたる個別法領域及び具体的な申請手続の現状を視野に収めた実務的研究をまとめた初の論文集である「行政手続の理論と実務ーデジタル社会を見据えて（編者：橋本博之・日本行政書士会連合会、発行所：株式会社日本評論社）」を発刊した。

【大規模災害対策本部】

1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導

- (1) 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に関し、能登半島地震復興支援推進会議を立ち上げ、各種支援策を検討し、被災地域における支援活動を支えるべく調整を行った。
- (2) 令和5年度に引き続き、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に係る支援金及び義援金を募集した。寄せられた支援金11,316,131円、義援金2,265,700円、総額13,581,831円について、被災地域の単位会の支援活動状況に応じて支援金を、被災会員の被害状況に応じて義援金をそれぞれ分配し、被災地の単位会及び会員の経済的負担の軽減を図った。また今回、甚大な被害を受けた石川県珠洲市及び輪島市に対してお見舞いと支援金を支給するため、会長を始めとした関係役員が現地を訪問、視察した。
- (3) 環境省からの要請を受け、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被害を受けた家屋・建物等の公費解体・撤去に係る相続関係調査を始めとした被災自治体への支援を行うため、石川県珠洲市・輪島市・七尾市に会員を派遣すべく調整を行った。
- (4) 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に係る被災者支援の一環として「令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨に係る被災者支援のための無料電話相談」を開設し、令和6年8月～令和7年3月末日まで被災者からの相談に対応した。また、本件に係る周知のため、被災地域において発行される新聞及び雑誌に広告を掲載した。
- (5) 令和6年7月25日に発生した大雨、令和6年8月28日に発生した台風10号等、比較的大規模な災害に際し、被災単位会を中心に被害状況の調査を行った。あわせて、被災自治体及び被災者に対して単位会が行った支援活動報告に基づいて支援金を支給するとともに、被災会員が所属する単位会に見舞金を支給した。

2 大規模災害等への対応

- (1) 大規模災害対策本部会議を開催し、各災害に対する具体的な支援活動の方向性を検討した。
- (2) 将来的な大規模災害の発生に備え、人的支援体制の充実強化を図ることを目的として「災害復興支援ボランティア（現：災害復興支援員）」を募集した。
- (3) 令和6年9月25日、大規模災害発生時に行政書士を派遣して被災自治体の支援を行うことを目的とした「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結した。この協定に基づき派遣する災害復興支援員を管理するための災害復興支援員派遣部の創設等に対応するため関係規則の整備を行うとともに、災害復興支援員の募集方法や研修プログラム等について検討した。
- (4) 内閣府が主催する「災害ケースマネジメント全国協議会」に参加し、被災者の自立・生活再建の早期実現等を目的とした災害ケースマネジメントに関する調査研究を行った。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の諸準備

令和7年度定時総会にて想定される会長選挙に向け、同選挙の円滑な実施を図るため、選挙立候補者向け要領の確認及び選挙期間中の選挙管理委員会ホームページの開設・管理や会長選挙の事前準備等を行い、令和7年度日行連会長選挙に係る各日程及び手続の分担等の編成を決定した。

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

- （１）許認可業務部運輸交通部門と合同会議を開催し、OSS 利用率向上に係る対策及び新しい封印委託制度への対応について検討した。
- （２）国土交通省物流・自動車局自動車情報課からの要請を受け、OSS申請者の出頭回数削減に係る実証実験のため、自動車登録手続の申請書類に係る添付書類について情報提供した。
- （３）OSSに関する利用促進を図るべく、委員会規則の一部改正を含め、本委員会の在り方について検討した。

【特定行政書士制度普及推進委員会（改正行政書士法対応委員会）】

1 特定行政書士制度の推進

- （１）令和7年度特定行政書士法定研修の考査実施日や開催形態等について検討を行った。研修を実施する中央研修所の意向を尊重しつつ、実態に即した適切な運用を依頼した。
- （２）特定行政書士制度の更なる普及推進を図るため、委員会の目的及び名称を改めるべく、本委員会規則の一部を改正した。

2 特定行政書士業務の調査研究

- （１）（一財）行政管理研究センター（IAM）主催の第9回行政不服審査交流会に出席し、行政不服審査制度の運用上あるいは制度上の改善事項について意見交換を行った。
- （２）「特定行政書士業務ガイドライン[第3版]」の追録を行い、会員サイトにて公開した。

3 特定行政書士制度PR活動の推進

- （１）特定行政書士のPRを目的とし、「月刊日本行政」R6.5月号（No. 618）～R7.3月号（No. 628）に「秋桜日記」を掲載した。
- （２）特定行政書士の認知度向上を目的とし、令和6年度特定行政書士法定研修修了者を中心に特定行政書士徽章の販売について案内した。
- （３）各地方公共団体に対し行政不服審査会の委員や審理員への行政書士又は特定行政書士の登用に係る積極的な働きかけ等を行っていただくよう、最新の特定行政書士名簿を各単位会宛てに発信した。
- （４）行政不服審査会の委員や審理員への行政書士又は特定行政書士の登用を目的とし、行政不服審査法第81条の規定に基づき各地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）に置かれる審理員又は行政不服審査会の委員への行政書士又は特定行政書士の任命状況に係る実態調査を行った。
- （５）本会ホームページに特定行政書士に関するページを新設した。

【法教育推進委員会】

1 法教育事業の調査研究

- （１）法と教育学会主催の第15回学術大会において、東京都行政書士会と連携した自由研究発表

（「ドローンを使った法教育授業の実践報告と今後の展望について」）の冒頭に、行政書士の法教育活動の取組みについて報告を行った。

- （２）沼津市立図書館の大人の講座にて、東京都行政書士会及び静岡県行政書士会と連携し「はじめて学ぶ遺言」をテーマに講義を行った。また、講義終了後に相談会を実施した。

２ 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析

各単位会の法教育の取組み事例を「月刊日本行政」に随時掲載し紹介した。

３ 単位会における法教育事業実施への支援

- （１）法教育の実施報告（準備、検討含む）を受けた単位会に対し助成措置を行った。
- （２）埼玉県立川越西高等学校の出前授業にて、東京都行政書士会、埼玉県行政書士会、愛知県行政書士会及び大阪府行政書士会と連携し、「成年年齢引き下げから成年について考える」をテーマに講義を行い、また、行政書士の業務について説明を行った。
- （３）広島県廿日市市立七尾中学校の出前授業にて、広島県行政書士会と連携し、「行政書士の業務紹介」をテーマに講義を行った。また、講義終了後に広島県行政書士会広島西支部による法教育研究部会にて意見交換等を実施した。
- （４）「法教育に関する相談窓口のご案内について」（令和6年10月4日付・日行連発第874号）を発信し、単位会の法教育活動の実施及び支援を目的とした相談窓口の活用に関して各単位会に周知を図った。

４ 法教育事業の普及啓発

各単位会の法教育現場にて活用できるよう、（株）朝日学生新聞社発刊の「おしごと年鑑2024」に協賛し「行政書士は、どんな場面で活躍するの？」を掲載した。また、法教育活動の推進を図るため、各単位会に見本冊子を送付した。

【暴力団等排除対策委員会】

１ 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進

- （１）暴力団等排除対策委員会設置状況を確認し、委員会未設置単位会に対し同委員会を設置するよう働きかけた。
- （２）「月刊日本行政」R6. 12月号（No. 625）に「暴力団等反社会的勢力排除と行政書士」を寄稿し、業務における関与の注意喚起を行うとともに、暴力団等排除の啓蒙に務めた。

２ 関係団体等との連携強化、情報収集

（公財）暴力団追放運動推進都民センターを通じ、適宜情報収集を行った。

【権利擁護推進委員会】

１ 基本理念・活動方針の周知

本会が策定した基本理念を広く周知するべく、「Myじんけん宣言」プロジェクトに継続して参画した。

２ 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究

- （１）各単位会に対し実施した権利擁護の取組みに関するアンケートの結果を取りまとめ、「月刊

日本行政」R7.1月号（No.626）に掲載した。

- （2）内閣府主催の男女共同参画推進連携会議及び第75回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議に参加した。
- （3）兵庫県行政書士会と連携し、EPA（経済連携協定）による外国人介護人材の受入れの実際と行政書士の関与についての研究、職場・居住地域の視察及び視察施設職員との意見交換を行った。
- （4）内閣府障害者施策担当者を講師に招き、「改正障害者差別解消法の概要と主な改正点等について」を収録し、中央研修所が実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

3 権利擁護活動の対外的な PR

- （1）東京レインボープライド2024へのブース出展及びパレードへ参加し、無料相談会の実施やノベルティの配布を行った。
- （2）内閣府等が行う人権活動の周知活動に協力した。

【行政書士制度調査室】

1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する研究

- （1）日本行政書士政治連盟と連携し、国の政策情報を共有するとともに、内容を精査し、担当部署へ情報提供を行った。
- （2）老年学（ジェロントロジー）に基づく高齢者法領域について、法務業務部と連携し研究を行った。また、「誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」に向けた包括的支援PT」の座長を務める坂井学内閣府特命担当大臣との意見交換を行った。
- （3）大韓民国のデジタル化及び行政士制度の調査研究のため、行政安全部、国民権益委員会、大韓行政士会等を訪問し、意見交換を行った。また、外務省から「日韓国交正常化60周年記念事業」としての認定を受けて、「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に関する協定書」を締結した。

2 業実問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積・整理及び業務情報の共有化

- （1）「条解 行政書士法」について、増補・改訂等の出版の方針を策定した。
- （2）他士業法について調査研究を行った。
- （3）民間企業による行政書士紹介事業に関する調査研究を行った。
- （4）民間企業による業実問題に関する調査研究を行った。

3 国等への行政書士利活用の政策提言の実施及び規制改革・行政改革に関連する政策提言の実施

- （1）「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」をキーワードにした各党行政書士制度推進議員連盟及び議員懇話会への要望書を、担当部署と連携して策定した。また、情報共有・戦略立案等を横断的に実施した。
- （2）国のパブリックコメントに提出する担当部署からの意見書の内容を精査するとともに、目的や趣旨に沿った意見書に整える作業を実施した。

【中央研修所】

1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施

(1) 基礎研修の実施

①行政書士のための基礎法律研修

隣接法律専門職種である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、(株) 法学館／伊藤塾から講師を招聘し「行政書士のための憲法」の収録を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

②コンプライアンス研修

総務部からの研修企画を受け、収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

(2) 業務研修の実施

①法定業務研修

ビデオ・オン・デマンド研修等の普及により、単位会での需要が低下していることから、今後はビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの一層の充実を図ることとし、本研修事業を終了することとした。

②業務関係研修

許認可業務部、法務業務部、国際・企業経營業務部、申請取次行政書士管理委員会からの研修企画を受け、収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

許認可業務部、国際・企業経營業務部と連携し、また、日本行政書士政治連盟及び岡山県行政書士会・岡山県行政書士政治連盟と共催して、次のとおりオンラインセミナーを開催した。

<建設業セミナー2024>

開催日時：令和6年4月15日

講演：建設業、不動産業界の最新動向、今後の展開

講師：国土交通省不動産・建設経済局局长 塩見 英之氏

講演：建設業を取り巻く課題と対応について

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官 御手洗 哲郎氏

講演：建設キャリアアップシステムの取組について

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室長 松野 憲治氏

受講申込者数：2,636名

<オンライン講演会「建設業行政をめぐる最近の話題」>

開催日時：令和6年11月26日

講演：「建設業法の改正、建設業に係る働き方改革等について」

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設業課課長 渡邊 哲至氏

受講申込者数：1,039名

<オンラインセミナー「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」>

開催日時：令和7年2月28日

講演：「退去強制手続きにおける監理措置制度について」

講師：出入国在留管理庁出入国管理部審判課補佐官 中山 敦雄氏

パネルディスカッション①：「新たな外国人個人法務への関わり方、留意点」

パネルディスカッション②：「新たな外国人関連企業法務への関わり方、留意点」

モデレーター：国際・企業経営業務部国際部門部員 古城 良氏

パネラー：さくら共同法律事務所弁護士 山脇 康嗣氏

国際・企業経営業務部国際部門専門員 菅原 純平氏

受講申込者数：914名

<セミナー「外国人材共生社会の未来」>

開催日時：令和7年3月15日

講演：「外国人材共生社会の未来～育成就労、特定技能など、最近の入管法改正を踏まえて～」

講師：衆議院議員・自由民主党外国人材等に関する特別委員会委員長 山下 貴司氏

参加申込者数：498名

③特定行政書士プレ研修

「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、次の講座をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに掲載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政手続法」講師：一橋大学大学院教授 山田 洋氏

「行政不服審査法」講師：慶應義塾大学大学院教授 橋本 博之氏

「行政事件訴訟法」講師：専修大学教授 白藤 博行氏

「新・要件事実」講師：弁護士 藤代 浩則氏

④特定行政書士ブラッシュアップ研修

特定行政書士が、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務について、円滑に遂行するために必要な知識、特に行政法について継続的な能力担保を行うとともに法律的思考の醸成を目的に、新たに収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに掲載した。

テーマ：「審査請求実務の基本を学ぶ－不作為についての審査請求を中心に－（前編）」

「審査請求実務の基本を学ぶ－不作為についての審査請求を中心に－（後編）」

講師：弁護士 水野 泰孝氏

（3）政策研修の実施

①政策関係研修

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部及び権利擁護推進委員会からの企画を受けて、収録した講義をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに掲載した。

②司法研修

専修大学大学院の協力を得て、科目等履修生として単位を取得できる司法研修を次のとおり実施した。

科目：法律学応用特論「デジタル社会の形成と行政法」

担当講師：法学部教授 山田 健吾氏、山下 竜一氏

大学院法学研究科長・法学部教授 内藤 光博氏

受講者：18名

また、令和7年度も引き続き、同学と提携して法律学法要持論「高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究」をテーマに司法研修を実施することとし、「月刊日本行政」R7.2月号（No. 627）、R7.3月号（No. 628）及び本会ホームページ並びに会員サイトに募集案内を掲載し、会員に周知した。

更に、各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、単位会に委託して各地の大学院との提携を推進した。近隣単位会会員の受講を受入れる司法研修の開催に関しては、窓口単位会に対して「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

2 会則第 62 条の 3 第 1 項第二号研修の実施

（1）特定行政書士法定研修の実施

行政書士法第1条の3第2項に基づき、特定行政書士になるための必要となる法定研修を実施した。詳細は次のとおり。

①募集

「月刊日本行政」及び本会ホームページ並びに会員サイトに特定行政書士法定研修募集要項を掲載して受講者の募集を行った。令和6年4月1日から6月21日までの受講申込期間中に710名の申込みがあった。

②講義の実施

全18講義について、令和6年8月1日から9月16日までの間に、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施した。科目及び担当講師は以下のとおり（役職は収録当時のもの）。

「行政法総論」講師：専修大学法科大学院教授 米丸 恒治氏

「行政手続法」講師：早稲田大学法学学術院教授 田村 達久氏、総務省行政管理局担当官

「行政不服審査法」講師：東北大学法学研究科教授 大江 裕幸氏、総務省行政管理局担当官

「行政事件訴訟法」講師：慶應義塾大学大学院教授 橋本 博之氏

「要件事実・事実認定論」講師：弁護士 長谷川 卓也氏・鈴木 道夫氏・中西 和幸氏・
加本 亘氏

「特定行政書士の倫理」講師：弁護士 鍛冶 良明氏・渡辺 晋氏

「総まとめ」講師：獨協大学教授 山田 洋氏

③考査の実施

考査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実論・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。

考査は、各単位会の運営協力のもと、各単位会が指定する会場に集合して実施した。10月20日の考査は、考査受験資格を満たしている628名が受験し、受験者の66.9%に当たる420名が修了した（修了日は令和6年11月14日）。

3 会則第 62 条の 3 第 1 項第三号研修の実施

（1）一般倫理研修の実施

会則第62条の3第1項第三号及び倫理研修規則に基づき、行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修を、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施した。

（2）特別倫理研修の実施

会則第62条の3第1項第三号及び倫理研修規則に基づき、申請取次行政書士管理委員会と連携

し、特別倫理研修（申請取次関係研修）を、中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で、次のとおり実施した。

<事務研修会>

令和6年6月17日～6月27日	780名受講
令和6年9月6日～9月17日	612名受講
令和6年11月19日～11月29日	545名受講
令和7年2月21日～3月3日	564名受講

<実務研修会>

令和6年4月12日～4月22日	591名受講
令和6年7月19日～7月29日	713名受講
令和6年10月18日～10月28日	612名受講
令和7年1月21日～1月31日	555名受講

4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

(1) ビデオ・オン・デマンド研修システムによる研修の実施

インターネットを活用した研修システムである中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、前述の基礎研修等に加え、次の講座を追加登載した。

- ①<総務部>「犯罪収益移転防止法における取引時確認等について ―ハンドブック解説―」
- ②<許認可業務部>「行政書士が押さえるべき廃棄物処理法の基礎と最新動向～太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題を踏まえて～」
- ③<許認可業務部>「測量研修」
- ④<許認可業務部>「労働者協同組合に係る制度概要と設立手続きについて」
- ⑤<許認可業務部>「認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて」
- ⑥<法務業務部>「超高齢社会の日本」
- ⑦<国際・企業経營業務部>「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」
- ⑧<国際・企業経營業務部>「令和6年度著作権相談員養成研修」
- ⑨<国際・企業経營業務部>「著作権相談員ブラッシュアップ研修2025「知的財産分野に係る国及び日本行政書士会連合会の動向」」
- ⑩<国際・企業経營業務部>「著作権相談員ブラッシュアップ研修2025「著作権者不明等著作物裁定申請の基礎及びデジタルアーカイブと裁定制度」」
- ⑪<国際・企業経營業務部>「事業継続力強化計画認定制度について」
- ⑫<申請取次行政書士管理委員会>「入管業務に関する職務倫理（基礎編）令和7年3月改訂」
- ⑬<申請取次行政書士管理委員会>「育成就労制度の概要」
- ⑭<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>「特定和解を念頭に置いた合意書作成について」
- ⑮<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>「愛護動物分野「動物分野関連法」」
- ⑯<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>「敷金返還・原状回復分野「法令」」
- ⑰<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>「愛護動物分野「動物分野調停における基礎知識」」
- ⑱<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>「外国人分野「入管法」」
- ⑲<権利擁護推進委員会>「「改正障害者差別解消法の概要と主な改正点等について」～障害者差別解消法と合理的配慮について～」

(2) 中央研修所研修サイトのプラットフォームについて

中央研修所研修サイトのプラットフォームを運用した。5単位会が本プラットフォームに独自

の研修コンテンツ（累計92本）を登載し、所属会員向けに配信した。

（３）中央研修所研修サイトのシステム改修について

中央研修所研修サイトについて、会員の受講環境の向上のためインボイス制度に準拠した領収書発行機能の追加等、機能強化を図るとともに、経済産業省による「クレジットカード・セキュリティガイドライン」の改訂に伴い義務化されたクレジットカード決済における3Dセキュア2.0導入に係る対応を行った。

○関連団体

＜株式会社全行団＞

名 称：株式会社全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

資 本 金：9,450,000円

事業内容：

- （１）印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- （２）ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- （３）事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- （４）損害保険の代理業
- （５）各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- （６）情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- （７）前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役1名、取締役4名、監査役1名

従業員数：6名

持株比率：（出資状況）日行連18株（28.6%）、地方協議会45株（71.4%）

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団（事業団）」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行ううえで、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「（有）全行団」として新たに組織された。令和元年に「（株）全行団」と商号変更した。

＜一般財団法人行政書士試験研究センター＞

名 称：一般財団法人行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

基本財産：50,000,000円（設立時）

事業内容：

- （１）行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- （２）行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- （３）都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- （４）その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名、評議員14名

従業員数：9名

本会との関係：平成12年本会の出捐（出捐金：100,000,000円）により設立された。

＜公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター＞

名 称：公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

事業内容：

- （1）任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- （2）任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- （3）任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- （4）任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- （5）任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- （6）任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- （7）前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- （8）研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- （9）成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- （10）成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- （11）成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- （12）国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- （13）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、理事18名、監事3名

本会との関係：平成22年本会の寄付金（設立時寄付金：20,000,000円）により設立され、令和5年に公益社団法人に移行した。